

聖籠町訓令第1号

聖籠町非常勤職員登録制度実施要領等を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年1月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町非常勤職員登録制度実施要領等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 聖籠町非常勤職員登録制度実施要領（平成元年聖籠町訓令第2号）
- (2) 聖籠町非常勤職員等の期末一時金の支給基準（平成17年聖籠町訓令第6号）
- (3) 聖籠町非常勤職員等の通勤費支給基準（平成11年聖籠町訓令第6号）

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。